

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事から指定を受けた指定水防管理団体である大槌町が、洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御及びこれらの災害から町民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、法第7条第1項の規定に基づいて作成されている「岩手県水防計画」に
応じて策定するものである。
- 2 町域にかかる防災に関する事項は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成され
ている「大槌町地域防災計画」に定めるところであるが、前節の計画の目的に対応する
ため、その固有な事項についてこの計画を「大槌町水防計画」として策定するものであ
る。
- 3 この計画に関して必要な事項については、「岩手県水防計画」及び「岩手県主要河川重
要水防箇所図」並びに「大槌町地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若し
くは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう
（法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予
防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防
署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消
防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第
3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところに
より、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）

12 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）

13 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

14 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

15 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防

体制に入る水位（法第12 条第1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

16 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12 条第2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

17 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

18 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13 条第1 項及び第2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

19 内水氾濫危険水位

法第13 条の2 第1 項及び第2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

20 洪水特別警戒水位

法第13 条第1 項及び第2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21 雨水出水特別警戒水位

法第13 条の2 第1 項及び第2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22 高潮特別警戒水位

法第13 条の3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

23 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

24 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14 条）。

25 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

26 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

27 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）

第4節 水防の責任等

1 水防管理団体（大槌町）の責任

大槌町は、法第3条の規定により町域における水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (19) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (20) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (21) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (22) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (23) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (24) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (26) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (27) 消防事務との調整（法第50条）

2 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

3 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

4 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また町長は、水防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

津波に対する各海岸における水防団員の安全確保対策方針を以下のとおり定める

なお、津波対策の河川管理施設および海岸保全施設については、今後全箇所について水防団員の安全確保対策方針をこの計画に定めるものとする。

1 水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針

各水閘門については以下のいずれかの方針により、水防団員等水防活動従事者の安全を確保する。なお、施設毎の操作方法等詳細については、各施設の操作規則等により定めるものとする。

- (1) 水閘門の遠隔操作化をはかり、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- (2) 陸閘の統廃合により箇所数を減じる。
- (3) 陸閘を常時閉鎖し、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- (4) 水門を常時閉鎖（平常時流量のみを流下させる開度）とし、非常時に現地での機側操作を行わないことを原則とする。
- (5) 水門をフラップゲート化し、現地での機側操作を行わない構造とする。
- (6) その他

なお、津波対策の河川管理施設及び海岸保全施設については、今後全箇所について水防団員等の安全確保対策方針を地震・津波対策編に定めるものとする。

2 水防団員等水防活動従事者の活動退避

水閘門の閉鎖、避難誘導等の水防活動にあたっては、各地域の実状や立地条件を踏まえた「活動可能時間」に従って行動し、それを経過した場合は直ちに安全な場所に退避する。

なお、避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認し、以下の内容について、定めるものとする。

- (1) 水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
- (2) 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- (3) 水防活動内容の精査・重点化
- (4) 水防団員の避難手段や避難経路の確認

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

水防管理者は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから、水害等の危険が解除されるまで、町に水防本部を置いて、水防事務を処理する。ただし、大槌町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第2節 大槌町水防本部

大槌町水防本部（以下「水防本部」という。）は、防災対策課（大槌町役場電話42-2111 内線330、108、109）におき、その組織は「大槌町災害警戒本部」によるものとする。

なお、関係各課の防災活動においては、所管の情報収集のほか必要な応急対策の実施にあたるものとする。

〔本編・第3章・第1節 活動体制計画 参照〕

〔資料編3-1-1 大槌町災害警戒本部設置要領 参照〕

第3節 県の水防組織

1 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5901（河川海岸担当）

2 沿岸広域振興局水防隊

沿岸広域振興局土木部 電話 0193-25-2708（河川港湾課 河川砂防チーム、港湾チーム）

第4節 県水防本部並びに沿岸広域振興局水防隊への連絡

県水防本部への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、沿岸広域振興局水防隊に連絡するものとする。ただし、危険が切迫していると認められるとき、または破堤のために避難を要する等の場合は、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

釜石警察署 電話 0193-25-0110

NHK盛岡放送局 電話 019-626-8826

㈱IBC岩手放送 電話 019-623-3141

㈱テレビ岩手 電話 019-623-3530

㈱岩手めんこいテレビ 電話 019-656-3303

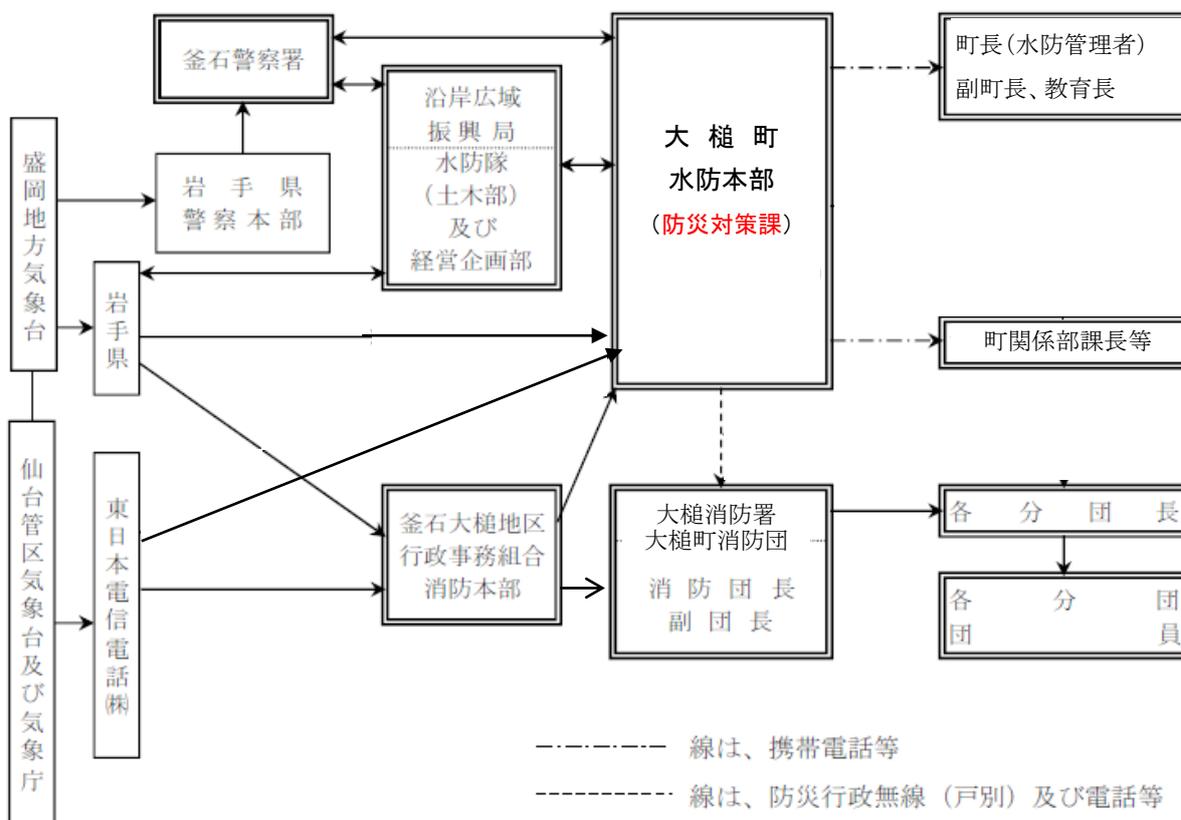
㈱岩手朝日テレビ 電話 019-629-2525

㈱エフエム岩手 電話 019-625-5511

第5節 執務時間外における連絡

勤務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、水防本部は速やかに「執務時間外連絡系統図」により水防関係者へ連絡するものとする。

【勤務時間外連絡系統図】



関係公署等電話番号一覧

公 署 名	電話番号	備 考
岩手県水防本部（県土整備部河川課）	019-629-5901	河川海岸担当
沿岸広域振興局企画総務部	0193-25-2701	総務課
沿岸広域振興局水防隊（土木部）	0193-25-2708	河川港湾課（河川砂防チーム、港湾チーム）
釜石警察署	0193-25-0110	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	0193-22-0119	
大槌町水防本部（防災対策課）	0193-42-2111	内線330、108、109
釜石大槌地区行政事務組合大槌消防署	0193-42-3121	
盛岡地方気象台	019-622-7870	

第3章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

町内河川海岸のうち、特に危険と認められる「重要水防箇所」の河川区域について、巡視警戒を厳重にする水防態勢をとるものとする。

〔資料編2-17-3「重要水防箇所調書」参照〕

第2節 準用河川

〔資料編2-17-1 準用河川（県管理）の流況 参照〕

〔資料編2-17-2 準用河川（町管理）の指定状況 参照〕

第3節 危険溪流箇所

〔資料編2-19-1「危険溪流箇所」参照〕

第4節 要水防区域

重要水防箇所以外の河川海岸区域は「要水防区域」とし、以下のとおり。

〔資料編2-18-2「海岸防潮堤設置一覧」参照〕

第4章 予報及び警報等

第1節 気象庁が行う予報及び警報等

1 盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

2 発表する警報等の種類及び発表基準

本編・第3章・第2節「気象予報・警報等の伝達計画」参照

第2節 水位周知河川における水位到達情報

1 県が行う水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、水位周知河川において避難判断水位を超過又は超過のおそれがある場合には、河川管理者から市町村長等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を、直接電話連絡（ホットライン）することとする。

2 県が行う水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域及び観測所名

河川名	区域	観測所名
大槌川	左岸：上閉伊郡大槌町大槌第10地割字渋梨子5番1地先 （小松野橋）から河口まで 右岸：上閉伊郡大槌町大槌第9地割字小松野127番1地先 （小松野橋）から河口まで	屋敷前
小槌川	左岸：上閉伊郡大槌町小槌第15地割地先（蕨打直橋） から河口まで 右岸：上閉伊郡大槌町小槌第16地割地先（蕨打直橋） から河口まで	蕨打直橋

(2) 警報基準

区 分		大槌川	小槌川
観測所名		屋敷前	蕨打直橋
零点高標高 (m)		1.373	28.950
水防警報 河 川	水防団待機水位（通報水位）（m）	1.3	1.5
	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	1.9	1.9
水位周知 河 川	避難判断水位（m）	1.9	2.1
	氾濫危険水位（m）	2.2	2.3
準 備 （注意）	右記の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められた時	1.30m	1.50m
出 動 （注意）	右記の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められた時	1.90m	1.90m
解 除（注意）		水防活動の必要がなくなったとき	
情 報		水防活動に必要があるとき	

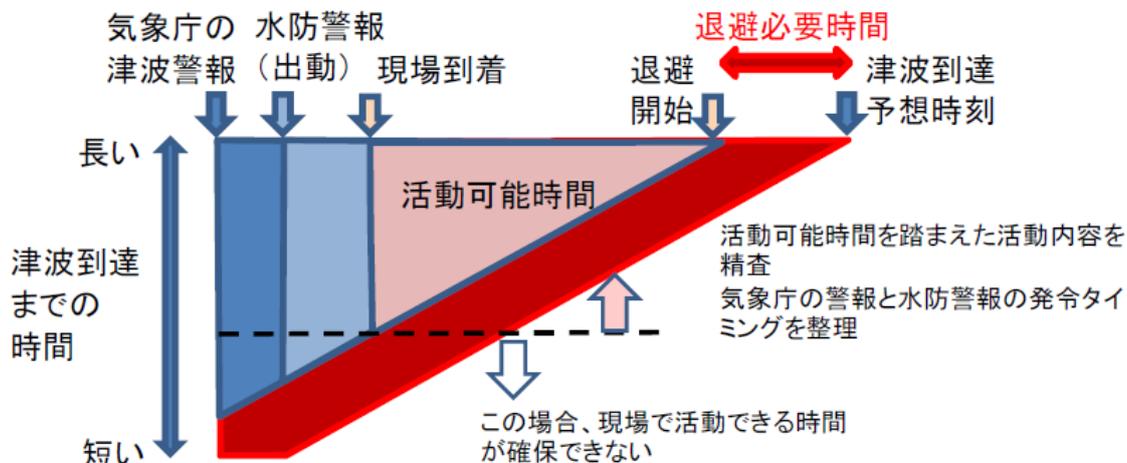
注意：別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備・出動・終了する。

3 津波に関する水防警報

海岸・河川についての津波水防警報については、気象庁が発表する津波予報及び警報に応じて、次のように発令したこととみなし、実際の津波発生時には津波水防警報発令の事務手続きは行わないこととする。

種類	内 容	発令基準
出動	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（第4節「安全配慮」参照）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を閉鎖する。 また別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	大津波警報発表 津波警報発表 津波注意報発表
解除	水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（第4節「安全配慮」参照）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を解除する。 また別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	大津波警報発表 津波警報発表 津波注意報発表

【活動可能時間のイメージ】



- ① 退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間
※ 町の実状（経験や歴史的経緯等）や立地条件を踏まえて算出
- ② 図中の津波到達は河川水位越流と読み替えるものとする。
- ③ 水防団は、団員の安否確認方法（連絡体制）を定めるものとする。
- ④ 水防団は、避難訓練等を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認するよう努める。

第5章 雨量・水位等の観測及び通報

第1節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

大槌町内の雨量観測所は、以下のとおり。

観測所名	所管	観測方式	備考
大槌	気象庁	アメダス	
大槌橋	沿岸広域振興局土木部	テレメーター	公表・通報

2 雨量の通報

大雨のおそれがある場合、観測施設の管理者は、第3節「雨量・水位の通報要領」により、沿岸広域振興局内連絡系統図に基づき、それぞれの機関に連絡する。

第2節 水位の観測及び通報

1 水位観測所及び河川監視カメラ

(1) 大槌町内の水位観測所は、以下のとおり。

河川名	観測所名	所管	設置場所	観測方式	備考
大槌川	大槌橋	沿岸広域 振興局 土木部	大槌橋	テレメーター	公表
	屋敷前		消防署前	テレメーター	公表・通報
小槌川	蕨打直橋		蕨打直橋下流左岸30m	テレメーター	公表・通報
	桜木町	古廟大橋上流800m	普通		

(2) 大槌町内の河川監視カメラ位置は、以下のとおり。

河川名	設置場所	備考
大槌川	大ケロ	簡易型河川監視のカメラ
	屋敷前	岩手県管理のカメラ
	大槌橋	簡易型河川監視のカメラ
小槌川	蕨打直橋	岩手県管理のカメラ
	白澤橋	簡易型河川監視のカメラ

2 水位の通報

出水のおそれがある場合には、観測施設管理者（沿岸広域振興局土木部）は、第3節に記載の要領により、沿岸広域振興局内連絡系統図に基づき、それぞれの関係機関に連絡する。

3 水位の公表

- 水位観測所の施設管理者（沿岸広域振興局土木部）は、水位を公表するものとする。
- 公表の方法は、原則ホームページ等への掲載によることとする。
- 公表時間については、1時間間隔を原則とするが、洪水等において各管理者の判断により短くすることができる。

岩手河川情報システム

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

第3節 雨量・水位の通報要領

〔岩手県水防計画 図表5-2（P170）から抜粋〕

1 適用

この要領は、岩手県が所管している観測所のうち、水位観測所の備考欄に「通報」と記載されている観測所（以下、通報対象観測所とする。）について適用する。

それ以外の観測所については、通報は行わず必要に応じ電話等で問い合わせるものとするが、各観測所施設管理者の判断において関係者への通報を行うことを妨げるものではない。

2 岩手県所管の観測通報

水防警報の対象となる水位観測所以外のものについて警戒水位に達した時は、沿岸広域振興局土木部から町へ当該水位観測所が警戒水位を超過した旨をFAX等により通報し、送達確認を行うこととする。（水防警報の対象となる水位観測所においては、水防警報に替える。）ただし、岩手県河川情報システム及び岩手モバイルメールにて通報された場合は、それに替えることができるものとする。

その後については、雨量、水位ともに岩手県河川情報システム及び携帯電話版岩手県河川情報ホームページ（以下、岩手県河川情報ホームページ等）に掲載することにより、岩手県から関係機関及び地域住民へ通報するものと見なす。ただし、回線途絶等の事情により岩手県河川情報ホームページ等に観測値を掲載できないときは、以下の基準で関係機関に通報する。

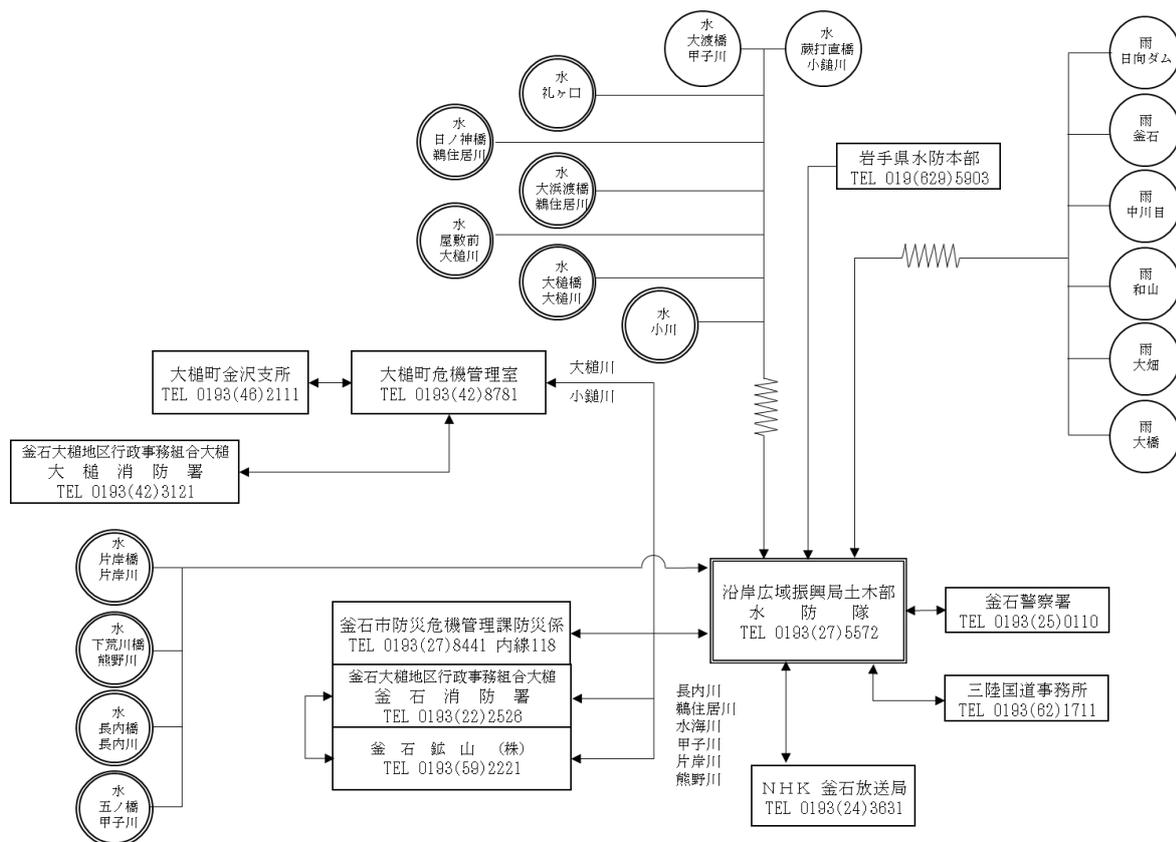
(1) 雨量

24時間雨量が50mmに達した時に通報を始め、前3時間雨量が5mm以下になったときは通報を中止して差し支えない。通報は原則として3時間毎とするが、1時間雨量が10mm以上の場合は毎時通報とする。

(2) 水位

水位が水防団待機水位（通報水位）に達した時に通報を始め、これに下がるまで通報を続ける。通報は原則として1時間毎とする。

【沿岸広域振興局内連絡系統図】



第6節 関係機関との連絡

水防本部においては、第3節の通報により、随時、雨量・水位の状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関との情報連絡及び交換を行うものとする。

第6章 気象等予報・警報の情報収集

第1節 県からの連絡

盛岡地方気象台から発表される気象等予報・警報は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が市町村あてに連絡される。

市町村においては、地域住民に対し緊急に警報等を周知される経路計画を樹立しておくものとする。

その他に水防本部及び消防団は、テレビ・ラジオ放送、インターネット等あらゆる手段を講じて気象情報、水防に関する情報を把握するものとする。

[本編・第3章・第2節 気象予報・警報等の伝達計画 参照]

第2節 住民への周知

町は、気象等予報・警報の通報を受けた際は、いわてモバイルメール等を活用し、住民に周知する。

第3節 気象等予報・警報の収集要領

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

(1) 気象庁

ア 気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

イ アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

ウ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻、線状降水帯、高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc>

オ 今後の雨（降水短時間予報）

<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>

カ 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

キ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで

危険度が高まるかを面的に確認することができる。

ク 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2) 盛岡地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/morioka/index.html>

2 雨量・河川水位

河川情報システム

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

3 潮位・波高

国土交通省

リアルタイム・ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】<https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<https://nowphasmlit.go.jp>

第7章 水門等の操作

第1節 消防団等の行動

- 1 水門等の操作は、管轄する消防団の各分団により操作するものとする。
[資料編2-18-4 水門・門扉一覧 参照]
- 2 各分団長は、水門等箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、消防団長及び水防本部の指示に従い処置を講ずるとともに、開閉の都度水防本部へ速報するものとする。
ただし、急を要する場合は分団長において臨機の処置を講ずるものとする。
- 3 水防本部においては、沿岸広域振興局水防隊に速報するものとする。

第2節 水門等

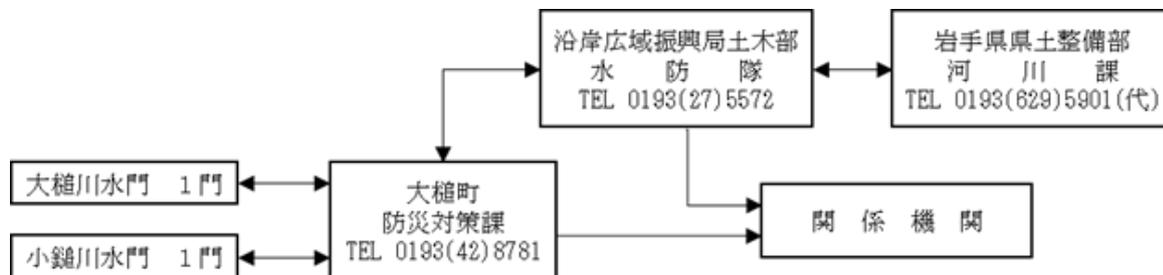
- 1 河川区間の水門等（洪水時操作）
 - (1) 水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
 - (2) 水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- 2 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には、安全確保のため、現地で直接操作をさせないなど、操作委員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作規則、操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第3節 操作の連絡及び連絡系統

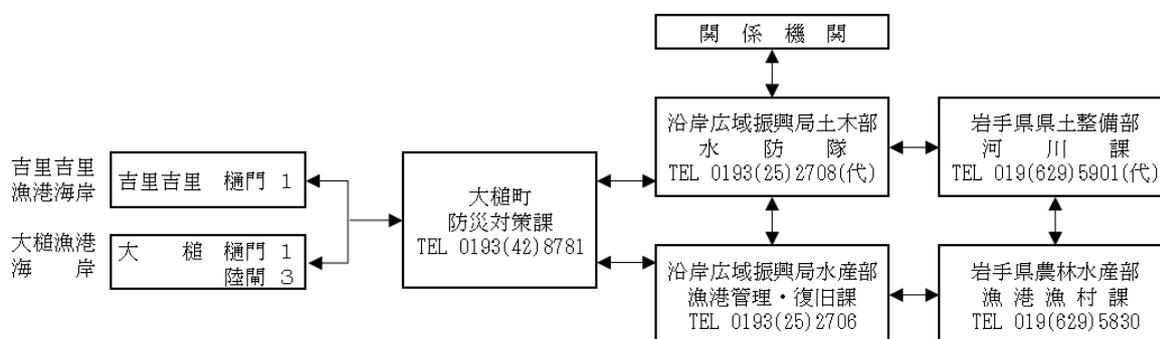
水門管理者は、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、必要な事項を関係機関に迅速に連絡するものとし、その際は、操作規定等及び以下の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

【津波・高潮連絡系統図】

1 国土交通省関係



2 農林水産省、水産庁関係



第8章 通信連絡

第1節 通信連絡

- 1 水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。
- 2 水防関係機関電話番号一覧表は以下のとおり。

機 関 名		電 話 番 号	
名 称	住 所	市外局番	電話番号
岩手県	盛岡市内丸10-1	019	651-3111(代)
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	滝沢市滝沢後268-433	019	688-4311(代)
盛岡地方気象台	盛岡市山王町7-60	019	622-7868(観測・予報)
			622-7870(防災)
NTT東日本岩手支店	盛岡市中央通1-2-2	019	625-4960(代)
岩手県警察本部	盛岡市内丸8-10	019	653-0110(代)
仙台管区気象台	仙台市五輪1-3-15	019	297-8103(代)
NHK盛岡放送局	盛岡市上田4-1-3	019	626-8826(代)
岩手放送株式会社	盛岡市志家町6-1	019	623-3127(代)
株式会社テレビ岩手	盛岡市内丸2-10	019	624-1166(代)
株式会社エフエム岩手	盛岡市内丸2-10	019	625-5511(代)
株式会社岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮字松幅89	019	656-3300(代)
岩手朝日テレビ株式会社	盛岡市盛岡駅西通2-6-5	019	629-2525
東北電力(株)釜石電力センター	釜石市甲子町第10地割210-3	0193	27-2501(代)
沿岸広域振興局土木部	釜石市新町6-50	0193	25-2708(代)
大槌町役場	大槌町上町1-3	0193	42-2111(代)
釜石大槌地区行政事務組合 消防本部	釜石市鈴子町16-19	0193	22-0119(代)
大槌消防署	大槌町大槌第14地割142-1	0193	42-3121(代)
釜石警察署大槌交番	大槌町大槌第23地割24-1	0193	42-3130(代)

第2節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に急を要する場合は、その状況に応じて本編・第3章・第3節「通信情報計画」に定められた通信施設を使用することができる。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び資器材

- 1 県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を、備蓄するものとする。
- 2 水防管理団体は、その重要水防箇所に応じて水防倉庫その他水防資器材備蓄場を設け、水防作業に必要な資器材を備蓄するように努めるものとする。なお、指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準を下記に示すとおりとするが、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、実情にあわせてその数量を増減することができる。

【指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄標準】

器 材			資 材		
(品名)	(単位)	(数量)	(品名)	(単位)	(数量)
スコップ	丁	20	土のう	袋	2,000
掛 矢	丁	10	末口3寸・杭木2.5間	本	10
ツルハン	丁	5	末口3寸・杭木2.0間	本	30
唐くわ	丁	5	末口3寸・杭木1.0間	本	200
お の	丁	5	唐 竹	本	15
のこぎり	丁	5	縄	kg	1,000
か ま	丁	5	苳・ビニールシート	枚	50
ハンマー	丁	5	鉄 線	kg	50
ペンチ	丁	5			

- 3 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるよう努めること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- 4 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を三陸国道事務所長又は岩手県沿岸広域振興局土木部長の承認を受けて使用することができる。
なお、三陸国道事務所長又は沿岸広域振興局土木部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

第2節 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、沿岸広域振興局土木部長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくよう努めるものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して次のような輸送経路図を作成して沿岸広域振興局土木部の長に提出しておくのが望ましい。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1 県の水防配備

県は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、県土整備部河川課に県水防本部を置き、またその下部組織として沿岸広域振興局土木部に水防隊を置いて水防事務を処理するものとする。ただし、岩手県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

県水防本部の長および沿岸広域振興局土木部長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要ながあると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。

2 水防管理団体等の非常配備

(1) 水防管理団体の非常配備

大槌町の非常配備については、第2章・第2節「大槌町水防本部」参照

(2) 水防団及び消防団の非常配備

ア 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

イ 大槌町消防団の非常配備は以下のとおり。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	①河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ②気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	①河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき ②潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき。	

3 大槌町水防動員計画は以下のとおり。

大槌町水防動員計画

第1 動員の種別

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 居住者等の水防義務による動員

第2 動員の待機及び方法

1 警戒動員

各河川において水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の恐れがある場合、水災が予想される各河川の水防担当区域を担当する分団において、必要な人員と消防車両を出動させ警戒にあたるものとする。

なお、各分団長は水防活動に備え、予め情報連絡係及び哨警班並びに資機材整備係及び避難誘導係を編成しておくものとする。

2 第1次動員

(1) 各河川において氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水の恐れがある場合、特に警戒の措置が必要と認められる場合、水災が予想される各河川の水防担当区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ、警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡係及び哨警班を任務につかせ、資機材整備係及び避難誘導係に準備及び待機させるものとする。

(2) 消防団本部は、本部分団員を招集し、水防用資機材の点検整備を実施するものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命令を待つことなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

3 第2次動員

第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、大槌町消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

4 居住者等の水防義務による動員

法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢18歳以上の者の出動を要請するものとする。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

- (1) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- (2) 上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- (4) 水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、沿岸広域振興局土木部長及び河川等の管理者に報告し、沿岸広域振興局土木部長は県水防本部に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、沿岸広域振興局土木部長及び河川等の管理者に連絡し、沿岸広域振興局土木部長は県水防本部に報告するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

- 1 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、岩手県水防計画 図表10-4 (p287) のとおりである。
その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。
- 2 水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 警戒区域の設定

- 1 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。
- 2 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

- 1 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示（報告のいとまがないときは分団長において）することができる。この場合、避難の指示または勧告等の発令については、「大槌町地域防災計画」に定める基準に基づき行うものとする。
- 2 水防管理者が指示をする場合においては、釜石警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を沿岸広域振興局土木部長に速やかに報告し、沿岸広域振興局土木部長は県水防本部に報告するものとする。
- 4 避難及び立退を指示したときは、「大槌町地域防災計画」に定める「指定避難場所等」に避難誘導するものとする。
立退指示方法は、サイレン、警鐘、自動車、電話、放送、防災行政無線または駆足連呼等、迅速かつ確実に地域住民に周知するものとする。
〔本編・第3章第13節 避難・救出計画 参照〕
- 5 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

- (1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は直ちに関係者（一般住民、釜石警察署、沿岸広域振興局土木部及び隣接市町村）に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた沿岸広域振興局土木部長は、速やかに県水防本部に連絡し、県水防本部は県総合防災室その他必要と認める関係機関に連絡するものとする。

2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 1 1 章 水防信号、水防標識

第 1 節 水防信号

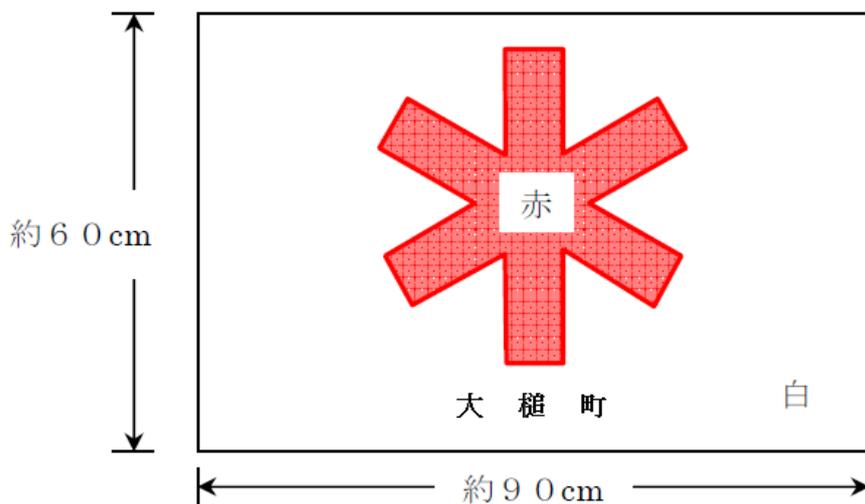
水防法の規定による水防の信号は、以下のとおり。

信号種別	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
警戒信号	1 点と 4 点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1 分 ————— 長 声 一 声
出動信号	3 点 3 点 3 点 ○○○ ○○○ ○○○連 打	3秒 10秒 3秒 10秒 —— ———— —— ——連続 2秒 2秒 2秒
避難信号	乱 打 ○○○○○○○○○○○○○○○○	3秒 3秒 3秒 3秒 —— —— —— ——連続 2秒 2秒 2秒
解除信号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

第 2 節 水防標識

水防のために出動する車両の標識は、次のとおり。

【優先通行標識】



第 3 節 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、以下のとおりである。

【身分証票】

表

第 号	水防職員証
所属機関名	
職氏名	
現住所	
	年 月 日 生
	年 月 日 交付
	所属機関の長
	氏名 ○○○○ 印

裏

注 意
1 本証は水防法第49条第2項による証票である。
2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。
3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位）の提供（伝達方法については、「岩手県河川情報システム」（岩手県）、「川の防災情報」（国土交通省）及び「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページによる）
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。
- 2 応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。
- 3 応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 4 水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

- 1 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、大槌町地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。
- 2 派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) 派遣部隊が展開できる場所
 - (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項
- 3 水防管理者は、連絡が取れない等岩手県知事に災害派遣要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。ただし、この通知をしたときは速やかに、その旨を岩手県知事に報告しなければならない。
- 4 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、本編・第3章・第10節「自衛隊災害派遣計画」によるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第2節 公用負担

1 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 水防管理者から委任を受けた者は上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補填

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を「水防活動実施報告書」にとりまとめ、沿岸広域振興局土木部を経由して県水防本部に報告する。

大槌町水防活動実施報告書

様式(2)

区分	水防活動		活動費							計	出水状況		
	団体数	活動延人員	使用資材費			機械等借料	食糧費	出動手当等	その他		計	警戒水位〇〇m 最高洪水水位〇〇m 〇〇 量水標 () 月 日 時 降雨量 〇〇mm 河川名 〇〇川筋	
			主要資材	その他資材	小計							水防活動実施箇所 月 日～月 日 河川名 〇〇川筋 左岸〇〇地先 〇〇m 右岸〇〇地先 〇〇m	
前月まで	()		()	()		()							
月分	()		()	()		()							
月分	()		()	()		()							
月分	()		()	()		()							
月分	()		()	()		()							
小計	()		()	()		()							
累計													水防作業の概要 〇〇工法 〇〇箇所〇〇m

1 作成要領

- (1) 「前回まで」の欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- (2) 「団体数」欄は、当該月内に水防活動を行った水防管理団体の実数を記入し、上段()書には、主要資材費の使用額が25万円以上となった団体数を記入すること。
- (3) 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石の使用額を記入し、上段()書には、主要資材の使用額が25万円を超えた団体にかかる使用額の合計を記入すること。
- (4) 「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入し、上段()書には、土、砂、砂利の使用額を記入すること。
- (5) 「機械等借料」欄は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段()書には、水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入すること。
- (6) 2～5にかかる()書は全て内書とすること。

2 報告期限等

- (1) 水防管理団体は、水防活動を行った場合、水防活動実施報告書を2部作成し、一四半期終了後10日以内に所管広域振興局土木部又は土木事務所へ提出すること。
- (2) 所管広域振興局土木部及び土木事務所は、総括表を作成し、水防活動実施報告書とともに一四半期終了後15日以内に河川課へ提出すること。
- (3) 水防活動に際しては、備蓄資材の受渡簿、購入資材については、購入証拠書類及び水防活動を行った場合の写真等の整備をしておくこと。

第15章 水防訓練等

第1節 訓練

- 1 指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。
- 2 水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- 3 津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。
- 4 河川水門等の開閉操作を迅速かつ適切に行うため、定期的に操作訓練を実施する。

第2節 点検

水防管理者は次のとおり河川水門等の点検を行い、点検後は速やかに県に報告するものとする。

- 1 河川水門の開閉部分の試運転。
- 2 点検は、年3回行うものとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水等対応

1 浸水想定区域の指定

- (1) 国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
- (2) 県が指定する大槌町に関する浸水想定区域の公表状況は以下のとおり。

河川名	浸水想定公表時点	市町村名
大槌川	R2.8.21	大槌町
小鎗川	R2.8.21	大槌町

- (3) 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (4) 県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表し、関係市町村に通知する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

大槌町防災会議（水防協議会を兼ねる。）は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、大槌町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的被害を生ずる恐れがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

3 洪水ハザードマップ

町長は、大槌町地域防災計画において定められた上記2(1)(2)(3)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4 予想される水災の危険の周知等

- (1) 町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。
- (2) 図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

- (1) 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを大槌町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を大槌町長に報告するものとする。
- (2) 町は、大槌町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- (2) 町は、大槌町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

- (1) 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模

工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

- (2) 町は、大槌町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8 タイムラインについて

水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

【別添3 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難勧告等の発令等に着目したタイムライン】

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

2 大槌町地域防災計画の拡充

大槌町防災会議等は、津波災害警戒区域の指定があったときは、大槌町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

町長は、大槌町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項、その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がそ

の提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講ずることとする。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を、計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練、その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを大槌町長に報告するとともに、公表するものとする。
- (2) 津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
 - イ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
 - ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
 - エ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防管理団体の水防計画

第1節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、法第33条に定めるとおり大槌町防災会議に諮り、速やかに知事に届け出るものとする。

第2節 水防計画の公表

指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第3節 水防協議会の設置

- 1 指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
- 2 指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるものとする。

第4節 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（案）（水防管理団体版）を参考にして作成することができる。

第18章 表彰推薦及び公務災害補償

第1節 水防功労者推薦

水防活動において、特に功労のあった個人または団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあつては水防管理者が、団体にあつては沿岸広域振興局土木部長が、知事に推薦することができる。

【水防功労者推薦様式】

水 防 功 労 者 推 薦

1 個人

消防団員又はその他のものであつて次の各号に該当するもの。

- (1) 出水の危険又は水防実施にあたり、適切な措置および挺身敢闘して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者。
- (2) 水防活動従事中任務に殉じた者又は負傷し疾病にかかり長期にわたつて支障があるに至つた者。

2 団体

よく一致団結し水害防止又は水害軽減上卓越した功績を挙げた消防団その他の団体。

3 個人功績調書

項 目	記 載 事 項
所属団体名又は官署名	
職業、住所、氏名	
生年月日、死亡年月日	
功績事項	本欄は表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。従つて長文となつても差支えない。もし具体性を欠くときには選択困難となるので、その点特に留意すること。
略歴	略歴中には水防に関する平常の貢献、状況等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞罰	
遺族	表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等につき記載する。

4 団体功労調書

項 目	記 載 事 項
団体所在地	
団体名	
団体の代表者の 役職、氏名、住所	
功労事実	個人功労調書と同様の要領で記載する。
団体略歴	上に同じ。

第2節 公務災害補償

消防団員及び水防に従事した者が、平常時における機能点検及び操作訓練若しくは、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（岩手県市町村総合事務組合共同処理事務）に定めるところにより補償するものとする。